

第6章

東日本大震災からの復興



(1) 水産業における復旧・復興の状況

〈震災前年比で水揚金額78%〉

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災による津波は、豊かな漁場に恵まれている東北地方太平洋沿岸地域を中心に、水産業に甚大な被害をもたらしました。同年7月に政府が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、復興期間を令和2（2020）年度までの10年間と定め、平成27（2015）年度までの5年間の「集中復興期間」と位置付けた上で復興に取り組んできました。

平成27（2015）年6月には「平成28年度以降の復旧・復興事業について」を決定し、平成28（2016）年度からの後期5年間の「復興・創生期間」と位置付けて復興を推進してきました。

その後、令和2（2020）年6月5日には、令和3（2021）年3月末までとなっていた復興庁の設置期限を10年間延長すること等を内容とする復興庁設置法等の一部を改正する法律^{*1}等が成立しました。

また、令和3（2021）年3月には、「東日本大震災からの復興の基本方針」を、令和2（2020）年6月の福島復興再生特別措置法^{*2}の改正（令和3（2021）年4月施行）等を反映させた「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に改定しました。

これまで被災地域では、漁港施設、漁船、養殖施設、漁場等の復旧が積極的に進められており（図表6-1）、政府は、引き続き、被災地域の水産業の復旧・復興に取り組むこととしています。



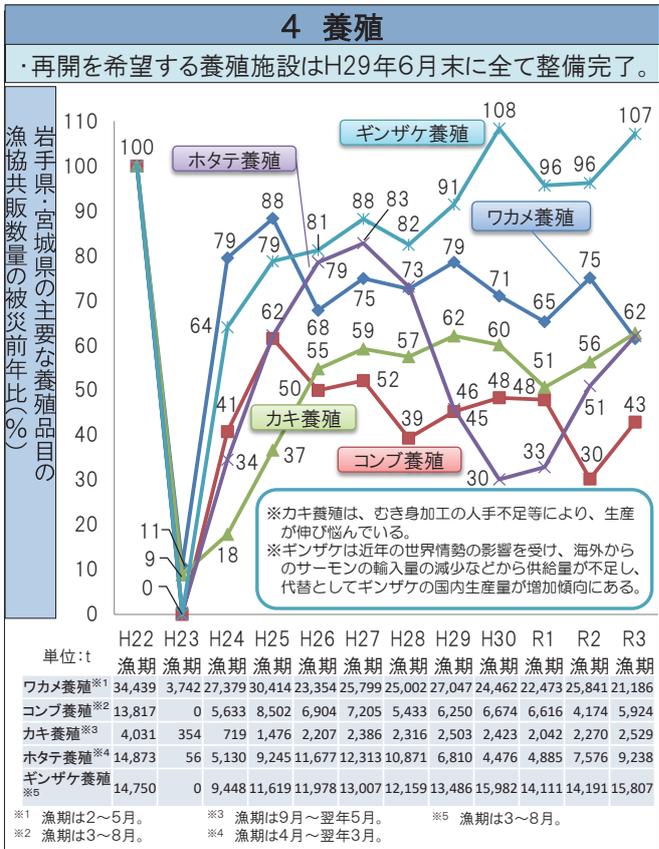
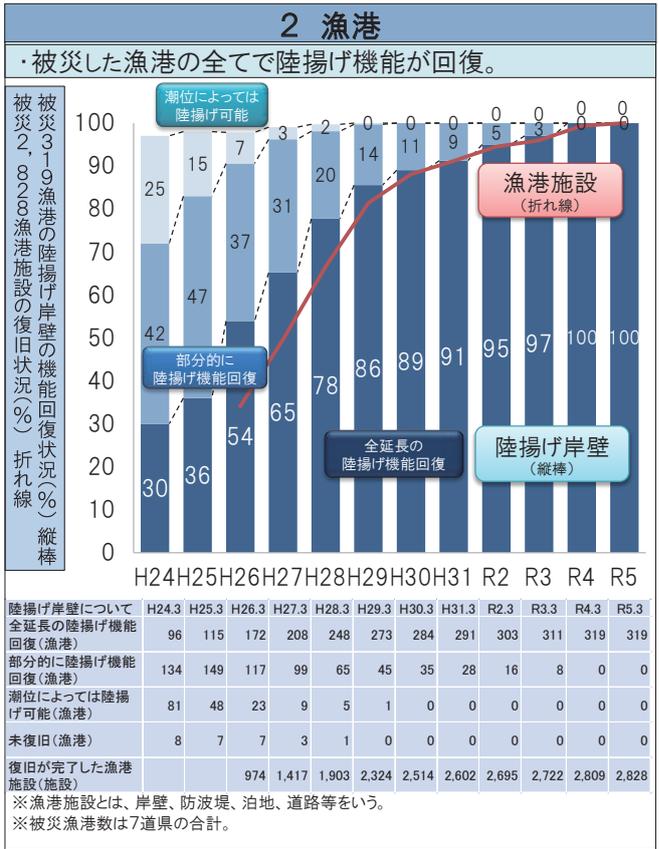
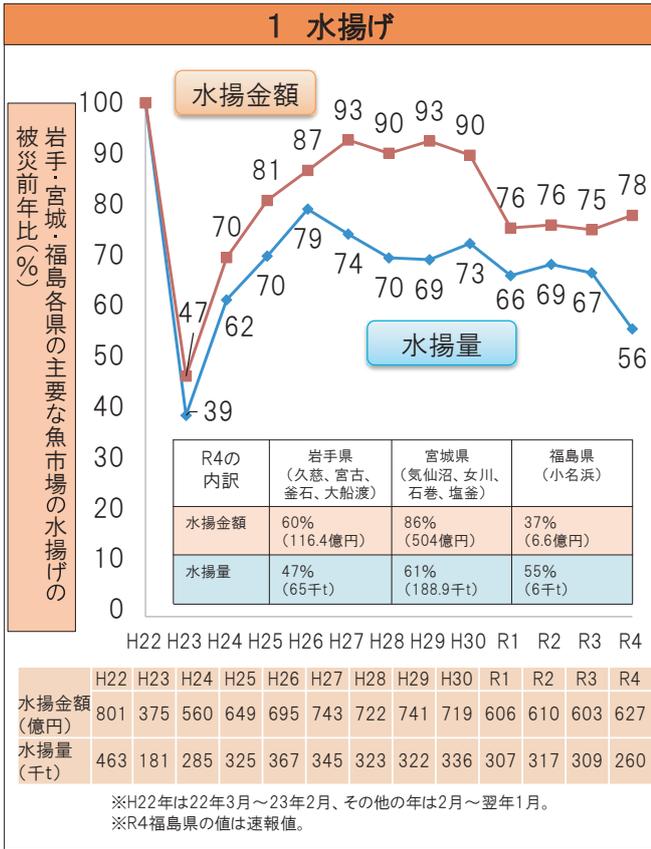
「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（復興庁）：
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/sub-cat12-1/20210311135501.html>

* 1 令和2年法律第46号

* 2 平成24年法律第25号

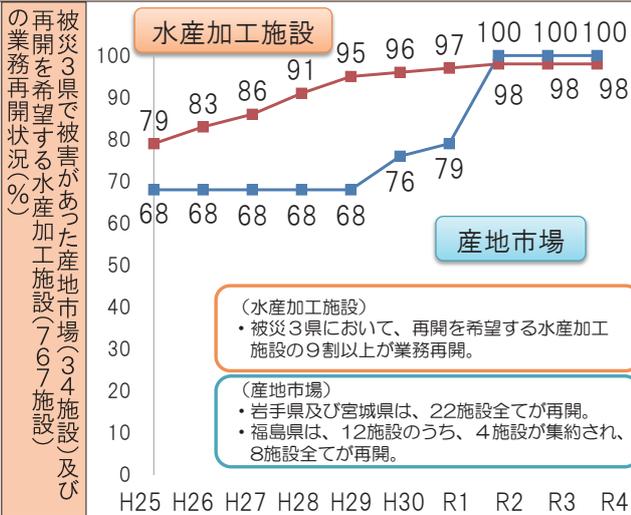


図表6-1 水産業の復旧・復興の進捗状況（令和5（2023）年3月取りまとめ）



5 加工流通施設

・再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開。



- (水産加工施設)
 - 被災3県において、再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開。
- (産地市場)
 - 岩手県及び宮城県は、22施設全てが再開。
 - 福島県は、12施設のうち、4施設が集約され、8施設全てが再開。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
業務再開した水産加工施設(施設) ^{※1}	645	672	705	729	749	754	754	755	755	755
業務再開した産地市場(施設) ^{※2}	23	23	23	23	23	26	27	30	30	30

※1 各年の数字は、H25～29年は12月末、H30年は9月末、R1～4年は12月末時点。
 ※2 各年の数字は、H25年が12月末、H26～R1年は翌年の2月末、R2年は翌年の1月末時点。R2年に福島県の産地市場が12施設から8施設に集約し、全ての施設が再開し業務再開状況が100%となったため、R3年以降は調査を行っていない。

6 がれき

・がれきにより漁業活動に支障のあった定置及び養殖漁場のほとんどで撤去が完了。

定置漁場

県名	岩手県	宮城県	福島県	合計
撤去完了箇所数	138 (138)	850 (850)	要望なし	988 (988)

※括弧内の数字はがれきにより漁業活動に支障のある漁場の箇所数

養殖漁場

県名	岩手県	宮城県	福島県	合計
撤去完了箇所数	167 (167)	956 (961)	11 (11)	1,134 (1,139)

※括弧内の数字はがれきにより漁業活動に支障のある漁場の箇所数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
がれきにより漁業活動に支障のある漁場(箇所)	958	1,003	1,004	987	992	990	988	988	988	988	988	988
うち定置漁場	958	975	976	980	988	988	988	988	988	988	988	988
うち養殖漁場	804	1,071	1,101	1,100	1,129	1,131	1,135	1,135	1,136	1,139	1,139	1,139
うち撤去済み	801	973	1,045	1,077	1,103	1,116	1,124	1,128	1,130	1,134	1,134	1,134

※支障のある漁場の箇所数の増減は、気象・海象によるがれきの流入・流出等のため。
 ※各年の数字は3月末時点(R5のみR5.1月末時点)。

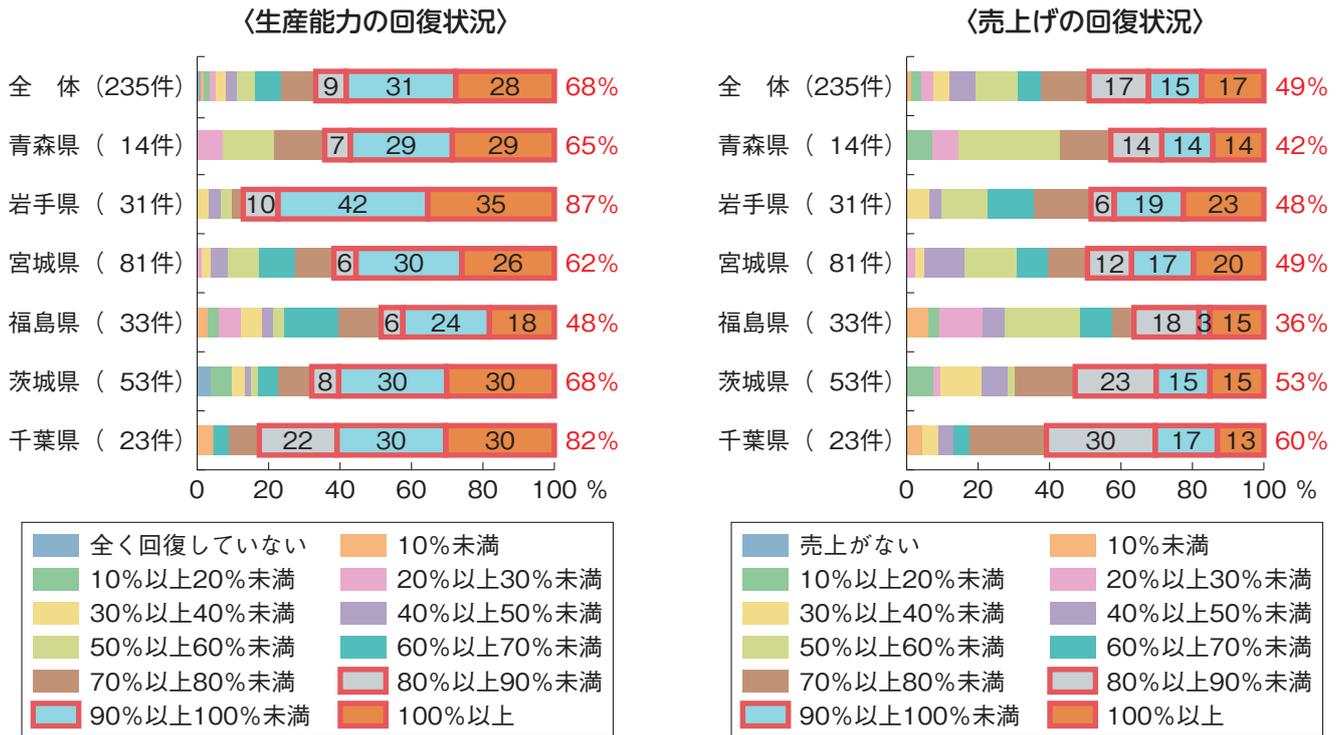
被災した漁港のうち、水産業の拠点となる漁港においては、流通・加工機能や防災機能の強化対策として、高度衛生管理型の荷さばき所や耐震強化岸壁等の整備を行うなど、新たな水産業の姿を目指した復興に取り組んでいます。このうち、高度衛生管理型の荷さばき所の整備については、流通の拠点となる8漁港(八戸、釜石、大船渡、気仙沼、女川、石巻、塩釜、銚子)において実施し、全漁港で供用されています。

一方、被災地域の水産加工業においては、令和3(2021)年12月～令和4(2022)年1月に実施した「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート(第9回)の結果」によれば、生産能力が震災前の8割以上まで回復したと回答した水産加工業者が約7割となっているのに対し、売上げが震災前の8割以上まで回復したと回答した水産加工業者は約5割であり、依然として生産能力に比べ売上げの回復が遅れています。県別に見ると、生産能力と売上げ共に、福島県の回復が他の5県^{*1}に比べ遅れています(図表6-2)。また、売上げが戻っていない理由としては、「原材料の不足」、「販路の不足・喪失」及び「人材の不足」の3項目で回答の約6割を占めています(図表6-3)。このため、政府は、引き続き、加工・流通の各段階への個別指導、セミナー・商談会の開催、省力化や加工原料の多様化、販路の回復・新規開拓に必要な加工機器の整備等により、被災地域における水産加工業者の復興を支援していくこととしています。

*1 青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県

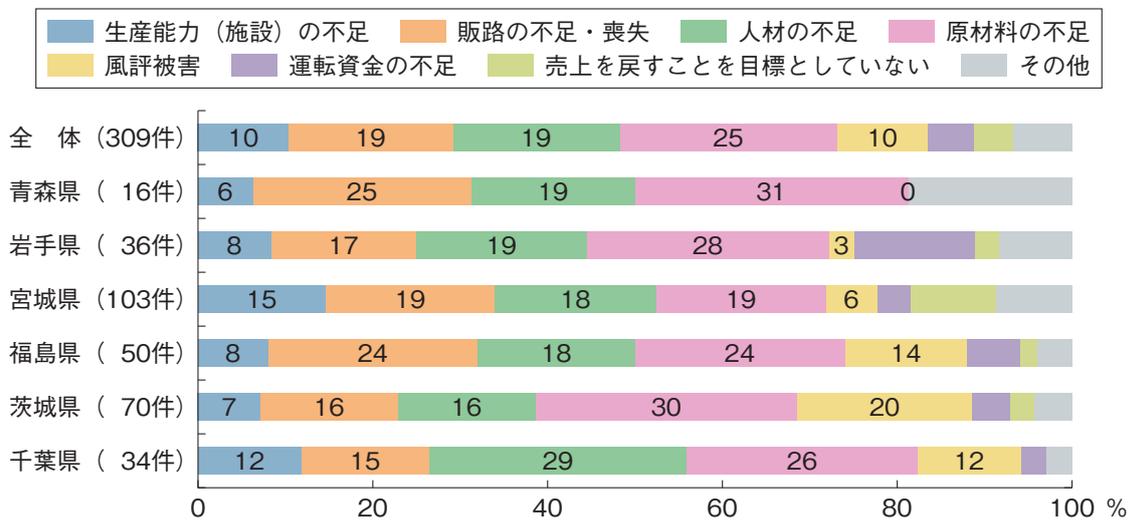


図表6-2 水産加工業者における生産能力及び売上げの回復状況



資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第9回）の結果」
注：赤字は80%以上回復した割合。

図表6-3 水産加工業者の売上げが戻っていない理由



資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第9回）の結果」



東日本大震災からの水産業復興へ
向けた現状と課題（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/yosan/23/kongo_no_taisaku.html

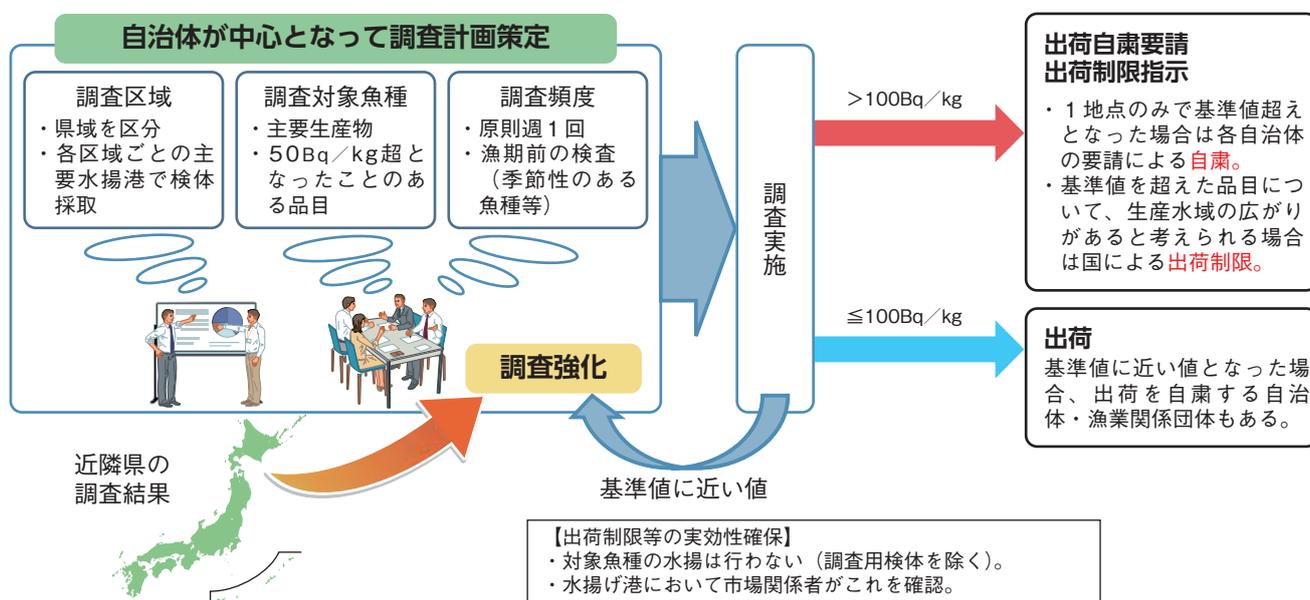
(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

ア 水産物の放射性物質モニタリング

〈水産物の安全性確保のために放射性物質モニタリングを着実に実施〉

東日本大震災に伴って起きた東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」といいます。）の事故の後、消費者に届く水産物の安全性を確保するため、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、国、関係都道府県、漁業関係団体が連携して水産物の計画的な放射性物質モニタリングを行っています。水産物のモニタリングは、区域ごとの主要魚種や、前年度に50Bq/kg以上の放射性セシウムが検出された魚種、出荷規制対象種を主な対象としており、生息域や漁期、近隣県におけるモニタリング結果等も考慮されています。モニタリング結果は公表され、基準値（100Bq/kg）を超過した種は、出荷自粛要請や出荷制限指示の対象となります（図表6-4）。

図表6-4 水産物の放射性物質モニタリングの枠組み



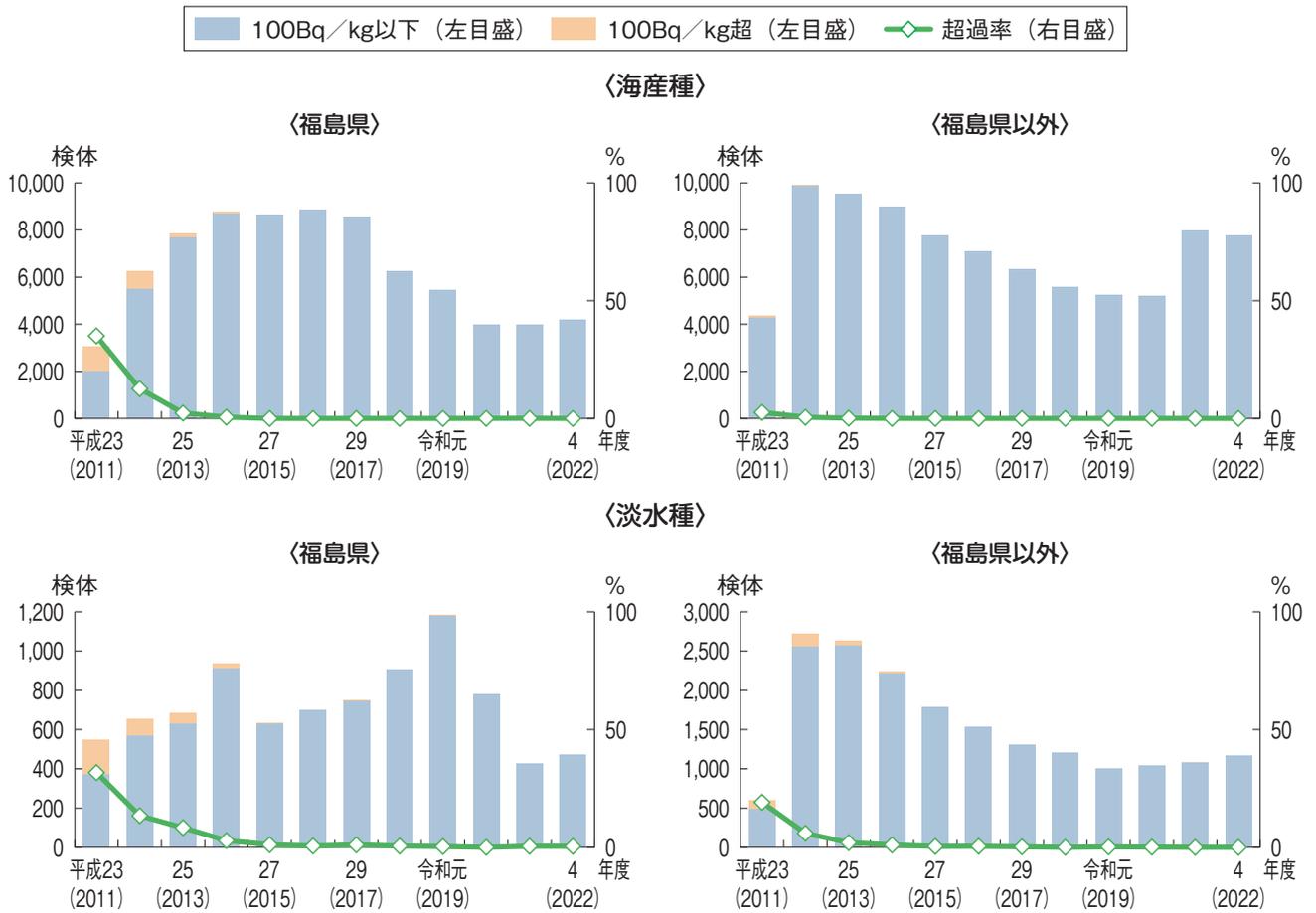
東電福島第一原発の事故以降、令和5（2023）年3月末までに、福島県及びその近隣県において、合計18万8,519検体の検査が行われてきました。基準値超の放射性セシウムが検出された検体（以下「基準値超過検体」といいます。）の数は、時間の経過とともに減少する傾向にあります。令和4（2022）年度の基準値超過検体数は、福島県においては、海産種0検体及び淡水種2検体となっています。また、福島県以外においては、海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和3（2021）年度以降、基準値超過検体はありませんでした（図表6-5）。

さらに、令和4（2022）年度に検査を行った水産物の検体のうち、94.7%が検出限界値^{*1}未満となりました。

*1 分析機器が検知できる最低濃度であり、検体の重量や測定時間によって変化する。厚生労働省のマニュアル等に従い、基準値から十分低い数値になるよう設定。



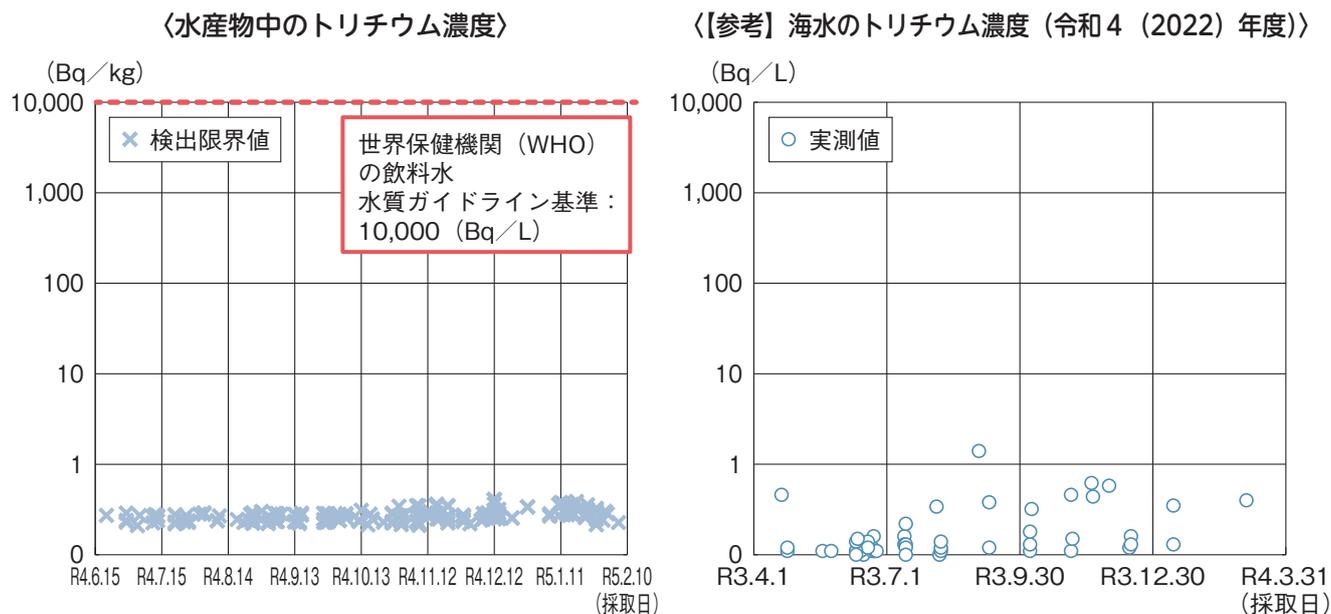
図表6-5 水産物の放射性物質モニタリング結果（放射性セシウム）



〈新たにトリチウムを対象とするモニタリングを開始〉

水産庁は、令和5（2023）年春から夏ごろと見込まれている、多核種除去設備（ALPS：Advanced Liquid Processing System）等によりトリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たすまで浄化处理した水（以下「ALPS処理水」といいます。）の海洋放出に当たり、消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、海洋放出前の令和4（2022）年6月から、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング分析を開始しました。令和5（2023）年3月末時点で216検体の水産物の分析を実施し、その分析結果は検出限界値（最大で0.408Bq/kg）未満で、過去の海水のトリチウム濃度と変わらない結果となりました（図表6-6）。

図表6-6 水産物の放射性物質モニタリング結果（トリチウム）



資料：水産庁調べ（水産物）及び原子力規制庁「環境放射線データベース」（海水）

注：1）水産物の採取地は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県。

2）海水の採取地は、データのある北海道、青森県、宮城県、福島県及び茨城県。



水産物の放射性物質調査の結果について（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>

〈国際原子力機関（IAEA）との共同事業の一環として水産物試料採取を実施〉

我が国は、国際原子力機関（IAEA）と協力し、平成27（2015）年度から海洋モニタリングデータの信頼性及び透明性の向上に取り組んでいます。令和4（2022）年度は、IAEA海洋環境研究所に加え、韓国、フィンランドの分析機関が参加し、試料採取、前処理、分析までの状況確認が行われました。具体的には、我が国とIAEAが、共同で福島県沖水産物を採取し、IAEAが我が国分析機関による前処理から分析までの状況を確認した後に、試料を参加各国の分析機関がそれぞれ分析し、その結果をIAEAが比較評価を行っています。令和3（2021）年11月に実施した共同での海洋モニタリングの報告書が令和4（2022）年6月にIAEAから公表され、「海域モニタリング計画に参加している日本の分析機関が引き続き高い正確性と能力を有している。」と評価しています。

また、これまでは放射性セシウムの分析の比較評価を行ってきましたが、令和4（2022）年度から、ALPS処理水に係るトリチウム等の分析も、同様の手法で比較評価することとなりました。

イ ALPS処理水の取扱い

〈ALPS処理水の取扱いをめぐる状況〉

ALPS処理水の取扱いについて、令和2（2020）年2月に「多核種除去設備等処理水の取



扱いに関する小委員会」が報告書を取りまとめたことを踏まえて、政府としてALPS処理水の取扱方針を決定するため、福島県の農林水産関係者をはじめ、幅広い関係者からの意見を伺いながら、議論を積み上げてきました。そして、令和3（2021）年4月13日に開催した「第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」において、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定しました。

このことを踏まえ、将来生じ得る風評について、現時点で想定し得ない不測の影響が生じ得ることも考えられることから、必要な対策を検討するための枠組みとして、同年4月16日に「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」を開催し、同会議の下に、風評影響を受け得る方々の状況や課題を随時把握していく目的で、経済産業副大臣を座長とする関係省庁によるワーキンググループが新設されました。このワーキンググループは、同年5月から7月まで計6回開催され、地方公共団体・関係団体との意見交換を実施しました。この意見交換を踏まえ、同年8月24日に開催された同会議において、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」（以下「当面の対策の取りまとめ」といいます。）が決定され、水産関係では、新たにトリチウムを対象とした水産物のモニタリング検査の実施、生産・流通・加工・消費の各段階における徹底した対策等が盛り込まれました。

さらに、当面の対策の取りまとめには、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響を最大限抑制しつつ、仮に風評影響が生じた場合にも、水産物の需要減少への対応を機動的・効率的に実施することにより、漁業者の方々が安心して漁業を続けていくことができるよう、基金等により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築することを盛り込んでおり、経済産業省において令和3（2021）年度補正予算にて基金造成のために300億円が措置され、令和4（2022）年度においては広報事業等が実施されました。

また、同年12月28日には、当面の対策の取りまとめに盛り込まれた対策ごとに今後1年間の取組や中長期的な方向性を整理した「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（以下「行動計画」といいます。）を策定しました。令和5（2023）年1月13日には、行動計画が更新し改定され、次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化の対象を福島県に加えて近隣県にも拡大する等の取組が追加されたところです。今後も、対策の進捗や地方公共団体・関係団体等の意見も踏まえつつ、随時、対策の追加・見直しを行っていくこととしています。

なお、経済産業省において令和4（2022）年度第2次補正予算にて基金造成のため500億円が措置されており、更新改定された行動計画に、「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」を行うための基金制度が盛り込まれています。

これらの対策を確実に実施することにより、被災地域の漁業の本格的な復興がなされるとともに、全国の漁業者が安心して漁業を行うことができる環境が整備されるよう、政府一丸となって対応していきます。



ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画（経済産業省）：
https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/pdf/alps_2301_2.pdf

ウ 市場流通する水産物の安全性の確保

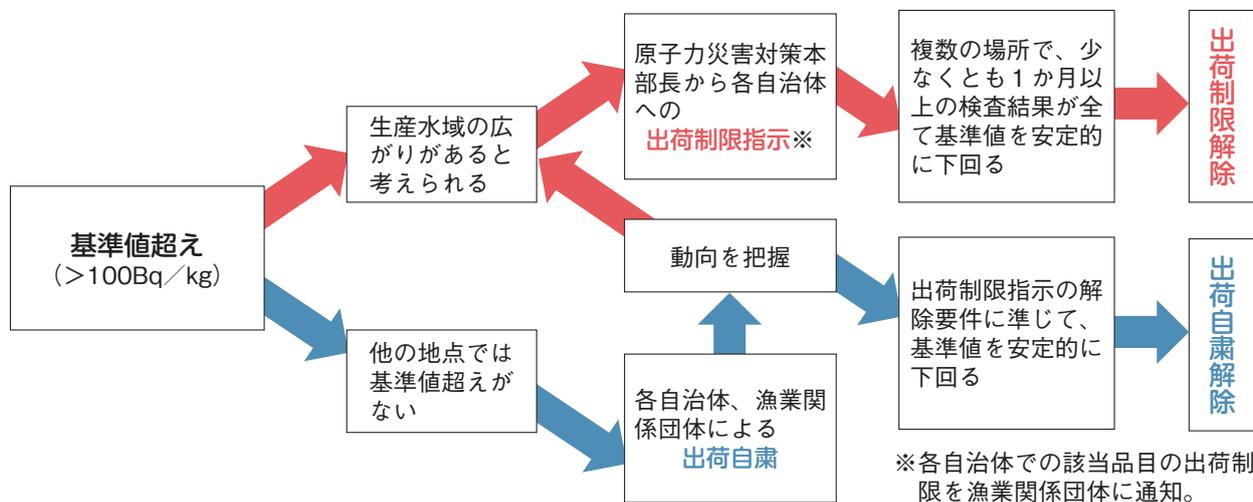
〈出荷制限等の状況〉

放射性物質モニタリングにおいて、基準値を超える放射性セシウムが検出された水産物については、国、関係都道県、漁業関係団体等の連携により流通を防止する措置が講じられているため、市場を流通する水産物の安全性は確保されています（図表6-7）。

その上で、時間の経過による放射性物質濃度の低下により、検査結果が基準値を下回るようになった種については、順次出荷制限の解除が行われ、令和3（2021）年12月には、全ての海産種で出荷制限が解除されました。しかしながら、令和4（2022）年1月、福島県沖のクロソイ1検体で基準値超の放射性セシウムが検出され、同年2月に出荷制限が指示されました。

また、淡水種については、令和5（2023）年3月末時点で、5県（宮城県、福島県、栃木県、群馬県及び千葉県）の河川や湖沼の一部において、合計12種が出荷制限又は地方公共団体による出荷・採捕自粛措置の対象となっています。

図表6-7 出荷制限又は自主規制措置の実施・解除に至る一般的な流れ



エ 福島県沖での本格操業に向けた取組

〈試験操業から本格操業に向けた移行期間として水揚げの拡大に取り組む〉

福島県沖では、東電福島第一原発の事故の後、沿岸漁業及び底びき網漁業の操業が自粛され、漁業の本格再開に向けた基礎情報を得るため、平成24（2012）年から令和3（2021）年3月末まで、試験操業・販売（以下「試験操業」といいます。）が実施されました。

試験操業の対象魚種は、放射性物質モニタリングの結果等を踏まえ、漁業関係者、研究機関、行政機関等で構成される福島県地域漁業復興協議会での協議に基づき決定されてきたほか、試験操業で漁獲される魚種及び加工品共に放射性物質の自主検査が行われるなど、市場



に流通する福島県産水産物の安全性を確保するための慎重な取組が行われました。

試験操業の対象海域は、東電福島第一原発から半径10km圏内を除く福島県沖全域であり、試験操業への参加漁船数は、当初の6隻から試験操業が終了した令和3（2021）年3月末には延べ2,183隻となりました。水揚量については、令和2（2020）年から更なる水揚量の回復を目指し、相馬地区の沖合底びき網漁業で計画的に水揚量を増加させる取組等を行ってきました。平成24（2012）年に122tだった水揚量は、令和4（2022）年には5,525t(速報値)まで回復しています（図表6-8）。

この試験操業は、生産・流通体制の再構築や放射性物質検査の徹底等、福島県産水産物の安全・安心の確保に向けた県内漁業者をはじめとする関係者の取組の結果、令和3（2021）年3月末で終了し、同年4月からは操業の自主的制限を段階的に緩和し、地区や漁業種類ごとの課題を解決しつつ、震災前の水揚量や流通量へと回復することを目指しています。

福島県産水産物の販路を拡大するため、多くの取組やイベントが実施されています。福島県漁業協同組合連合会では、全国各地でイベントや福島県内で魚料理講習会を開催しています。このような着実な取組により、福島県の本格的な漁業の再開につながっていくことが期待されます。



水揚げの様子
(写真提供：福島県)

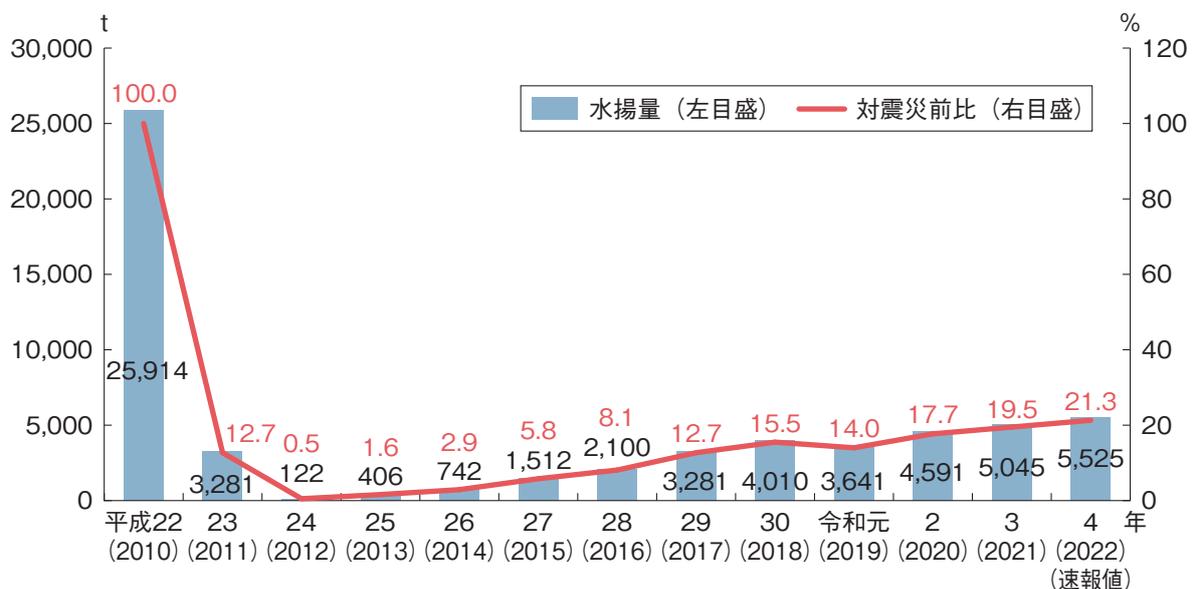


料理教室の様子
(写真提供：福島県漁業協同組合連合会)



イベントの様子
(写真提供：福島県漁業協同組合連合会)

図表6-8 福島県の水揚量（沿岸漁業及び底びき網漁業）



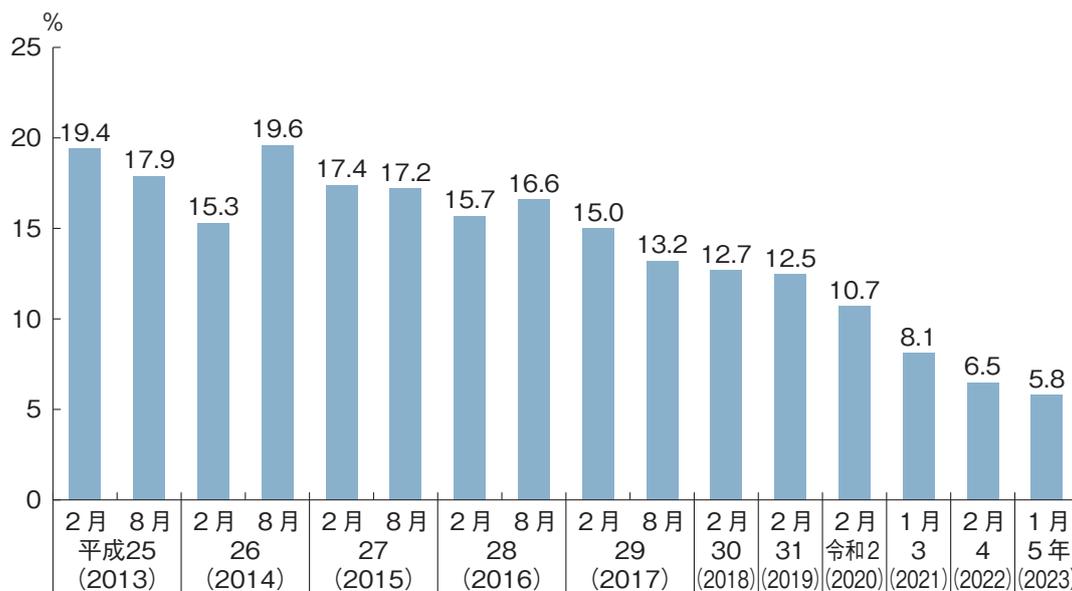
注：平成22（2010）～23（2011）年及び令和3（2021）年4月以降は福島県の港における水揚量。平成24（2012）～令和3（2021）年3月は試験操業による水揚量。

オ 風評の払拭

〈最新の放射性物質モニタリングの結果や福島県産水産物の魅力等の情報発信〉

消費者庁が平成25（2013）年2月から実施している「風評に関する消費者意識の実態調査」によれば、「放射性物質を理由に福島県の食品の購入をためらう」と回答した消費者の割合は減少傾向にあり、令和5（2023）年1月の調査では、5.8%とこれまでの調査で最小となりました（図表6－9）。

図表6－9 「放射性物質を理由に福島県の食品の購入をためらう」と回答した消費者の割合



資料：消費者庁「風評に関する消費者意識の実態調査」

しかしながら、これまでも風評被害が発生してきていることを鑑み、対応していく必要があります。

風評被害を防ぎ、一日も早く復興を目指すため、水産庁は、最新の放射性物質モニタリングの結果や水産物と放射性物質に関するQ&A等をWebサイトで公表し、消費者、流通業者、国内外の報道機関等への説明会を行うなど、正確で分かりやすい情報提供に努めています。

また、福島県産水産物の販路回復・風評払拭のため、大型量販店において「福島鮮魚便」として常設で販売し、専門の販売スタッフが安全・安心とおいしさをPRするとともに、水産物が確実に流通されるよう共同出荷による消費地市場への流通拡大の実証を支援しました。さらに、企業の社食での利用促進、海外向けに我が国の情報を発信するWebサイトで、福島県を含む被災県産水産物の安全性と魅力をPRする活動等を行いました。これらの取組を通じ、消費者だけでなく、漁業関係者や流通関係者にも正確な情報や福島県産水産物の魅力等の発信を行い、風評の払拭に努めていきます。



東京電力福島第一原子力発電所事故による水産物への影響と対応について（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/>



カ 諸外国・地域による輸入規制への対応

〈輸入規制の撤廃が進む〉

我が国の水産物の安全性については、海外に向けても適切に情報提供を行っていくことが必要です。このため、農林水産省は、英語、中国語及び韓国語の各言語で水産物の放射性物質モニタリングの結果を公表しているほか、各国政府や報道機関に対し、調査結果や水産物の安全確保のために、我が国が講じている措置等を説明し、輸入規制の撤廃に向けた働き掛けを続けています。

この結果、東電福島第一原発事故に伴い水産物の輸入規制を講じていた54か国・地域（うち18か国・地域は一部又は全ての都道府県からの水産物の輸入を停止）のうち、43か国・地域は令和5（2023）年3月末までに輸入規制を撤廃しました（図表6-10）。

図表6-10 原発事故に伴う諸外国・地域による水産物に対する輸入規制の緩和・撤廃の動向

平成23（2011）年5月時点		令和5（2023）年3月時点	
規制措置の内容		国・地域数	
輸入停止あり	全ての都道府県を対象	11か国・地域 (アラブ首長国連邦、イラク、エジプト、ギニア、クウェート、コンゴ民主共和国、仏領ニューカレドニア、仏領ポリネシア、モーリシャス、モロッコ、レバノン)	0か国・地域
	一部の都道府県を対象	7か国・地域 (マカオ、中国、ロシア、ブルネイ、台湾、サウジアラビア、シンガポール)	3か国・地域 (マカオ、中国、韓国)
	日本での出荷制限品目を対象	2か国 (米国、韓国)	1地域 (台湾)
輸入停止はないものの、放射性物質検査証明書を要求	全ての都道府県を対象	8か国 (アルゼンチン、インドネシア、オマーン、カタール、チリ、バーレーン、ブラジル、ボリビア)	0か国
	一部の都道府県を対象	13か国・地域 (香港、メキシコ、EU、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、セルビア、タイ、カナダ、マレーシア、コロンビア、ペルー)	7か国・地域 (仏領ポリネシア、香港、EU、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン))
自国での検査強化 (上記の国・地域を除く)		12か国 (イスラエル、イラン、インド、ウクライナ、トルコ、ネパール、パキスタン、フィリピン、ミャンマー、ニュージーランド、ベトナム、豪州)	0か国
合計		53か国・地域	11か国・地域

※レバノン及びブラジルは平成23（2011）年4月、米国、韓国、メキシコ及びチリは同年6月、ボリビア及びコロンビアは同年8月時点。
 ※平成23（2011）年5月時点でEUと英国は一つの地域として計上していたため、本文に記載の国・地域数とは一致しない。

※EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしていたが、EUが規制緩和を公表し、令和3（2021）年9月20日よりEUと英国が異なる規制措置を採用することとなったため、英国を分けて計上する。

他方、依然として輸入規制を維持している国・地域に対しては、我が国では出荷制限により基準値を超過する食品は流通させない体制を構築し、徹底したモニタリングを行っていることを改めて伝え、様々な場を活用しつつ規制の早期撤廃に向け、より一層働き掛けていくことが必要です（図表6-11）。

図表6-11 我が国の水産物に対する主な海外の輸入規制の状況（令和5（2023）年3月末現在）

国・地域名	対象となる都道府県等	主な規制内容
中国	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野（10都県）	輸入停止
	上記10都県以外の道府県	政府による放射性物質検査証明書及び産地証明書の要求
台湾	日本で品目ごとに出荷制限措置がとられている区域	輸入停止
	岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉（7県）	放射性物質検査報告書及び産地証明書の要求
	上記以外	産地証明書が必要
香港	福島、茨城、栃木、群馬、千葉（5県）	政府による放射性物質検査証明書の要求
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉（8県）	輸入停止
	北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（8都道県）	政府による放射性物質検査証明書の要求
	上記16都道県以外の府県	政府による産地証明書の要求
	輸入停止8県以外の都道府県	上記に加え、韓国側の検査で、少しでも放射性セシウム又はヨウ素が検出された場合には放射性ストロンチウム、プルトニウム等の検査証明書を追加で要求
マカオ	福島	輸入停止
	宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野（9都県）	商工会議所からサイン証明を受けた放射性物質輸入規制に関する申告書が必要
EU	福島、群馬（2県）	政府による放射性物質検査証明書の要求（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻類及び一部の魚種は除く）
	上記2県以外の都道府県	政府による産地証明書の要求（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻類及び一部の魚種は除く）

